

改 正 案	現 行
<p>(公文書監理官)</p> <p><u>第3条の2</u> 長官官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 宮内庁に副総括文書管理者1名を置く。</p> <p>2 副総括文書管理者は、長官官房秘書課長をもって充てる。</p> <p>3 副総括文書管理者は、<u>第3条第3項各号</u>に掲げる事務について、総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 宮内庁に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>公文書監理官</u>をもって充てる。</p> <p>3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 宮内庁に副総括文書管理者1名を置く。</p> <p>2 副総括文書管理者は、長官官房秘書課長をもって充てる。</p> <p>3 副総括文書管理者は、<u>前条第3項各号</u>に掲げる事務について、総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 宮内庁に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>参事官(文書管理担当)</u>をもって充てる。</p> <p>3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。